

雲仙市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要

1. 計画の概要

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により新たな感染症危機発生時に、「市民の生命及び健康を保護する」、「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」の2点を主たる目的として、長崎県行動計画に基づき平時の準備や感染症発生時の対策等を定め、平成21年4月に策定した。

2. 計画改定の経緯

新型コロナウイルス感染症への対応や課題を踏まえ、令和6年7月に「政府行動計画」が抜本的に改定されたことを受け、令和7年3月に「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定された。国および県計画との整合性をとる必要があるため、本市の行動計画を改定する。

3. 市行動計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

- ・感染症危機の経緯と状況認識や特措法の考え方、市行動計画の位置付け等を記載

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

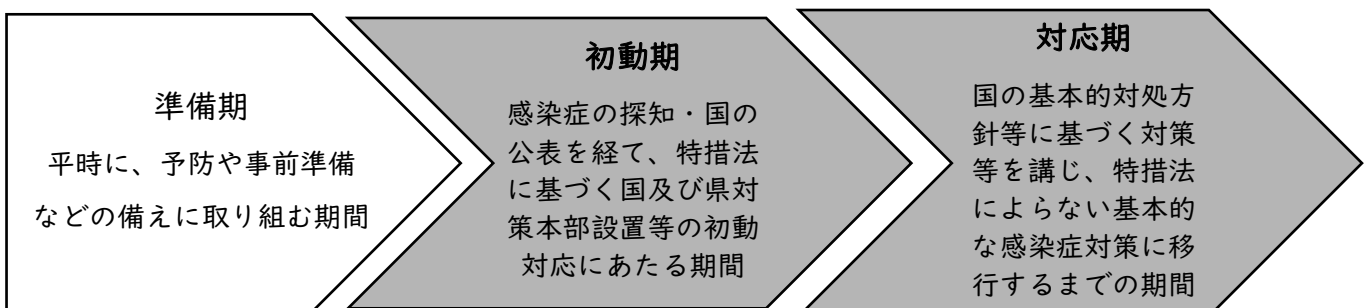
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の総論的な考え方や留意事項を示す「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」を記載

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- ・各対策項目の目的達成のために求められる具体的な取組について、準備期、初動期、対応期に分けて記載

4. 第3部改定のポイント

1) 全体を3期（準備期・初動期・対応期）に分けて記載



2) 対策項目を6項目から7項目へ拡充 ※7項目は国より指定あり ※下線は新規項目

項目	内容
① 実施体制	・国や県等の関係機関と相互に連携し、平時からの情報共有及び、連携体制の確認 ・平時から実効性のある訓練の実施 ・有事における市対策本部の設置
② <u>情報提供・共有、リスクコミュニケーション</u> (追加)	・市民が科学的根拠に基づき判断・行動できるよう、平時から感染症に関する普及啓発、情報提供 ・国からの要請を受けて、コールセンター等の設置 ・災害や感染症などに関する「リスクの正確な情報」を市民や関係者と共有するリスクコミュニケーションの実施
③ まん延防止	・市民等に対し、基本的な感染予防策の普及 ・特措法に基づき、国及び県において実施されるまん延防止等重点措置や緊急事態措置に対し協力をし、感染拡大のスピードやピークの抑制
④ <u>ワクチン</u> (詳細に記載)	・医師会等の関係者と連携し、ワクチン接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を構築 ・適正かつ効率的な予防接種（特定接種・住民接種）の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等
⑤ <u>保健</u> (新規)	・感染症危機に備え、平時から県と覚書を締結し、連携体制を構築 ・有事には県からの要請に応じ、県が実施する健康観察及び生活支援に協力
⑥ <u>物資</u> (詳細に記載)	・平時から個人防護具等、新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資の備蓄とともに、定期的に備蓄状況、設置場所及び必要数の確認
⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保	・新型インフルエンザ等の当該感染症やまん延防止に関する措置により生じる心身への影響を考慮し、必要な施策の実施 ・生活支援を要する者への支援や教育及び学びの継続に関し必要な支援 ・円滑な火葬・埋葬の実施や水の安定供給、生活関連物資の価格の安定のために必要な措置

※リスクコミュニケーション

感染症の危険性や対策について、行政・専門家・医療機関・住民などが、お互いに情報を共有しながら理解を深め、適切な予防行動につなげるためのコミュニケーション。